

# 労働時間、適切に管理されていますか?? 厚労省「新ガイドライン」発出

厚労省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(新ガイドライン)が発出されました。詳しくは、  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html)。又は、「厚生労働省 新ガイドライン」で検索してください。  
「長時間労働」、「不払い残業」を解消するため、この新ガイドラインを大いに活用しましょう。

## 労働時間とは？

- ・使用者の指揮命令下に置かれている時間
- ・使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間



## 例えば？

- ・参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講
- ・使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間
- ・業務に必要な準備行為（着用を命じられたユニホームへの着替え等）
- ・業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）
- ・いわゆる「手待時間」

## 労働時間の適正な把握のために使用者がすべきことは？

使用者は、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録**すること

### (1) 原則的な方法

- ・使用者が**自ら現認**すること
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の**客観的な記録を基礎**として確認

### (2) やむを得ず自己申告で労働時間を把握する場合

- ・自己申告制について労働者に**十分な説明**を行う
- ・自己申告と実態に著しい乖離がある場合は、**実態調査**を行い、補正する
- ・自己申告できる時間の上限を設ける等**適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならない**

**組合の全国組織・全大教は、  
各大学の組合といっしょに働きやすい職場づくりをすすめています!!**